

### 秋季古着・古布および陶磁器回収

11月の古着・古布および陶磁器の回収を下記のとおり実施します。  
古着は透明袋に入れて、市内で再利用できるものは「再利用」と袋に記入し、回収会場へお持ちください。  
割れたり、不用となった陶磁器（皿、どんぶり、茶碗などのセットモノに限る）については、透明袋に入れてお持ちください。  
なお、ガラス類や木製の物は回収できません。

実施日	拠点会場名（◎印の会場では「もったいない市」を開催）
11月12日(日)	所沢小学校体育館前、向陽中学校体育館、市役所本庁舎、◎美原小学校体育館、◎松井公民館、柳瀬保育園、椿峰コミュニティ会館本館、◎松が丘中央会館、狭山ヶ丘コミュニティセンター、大鐘公民館、町谷自治会館
11月26日(日)	西所沢会館、明峰小学校体育館前、◎新所沢公民館、◎並木公民館、富岡公民館、市民武道館、安松会館、柳瀬公民館、小手指公民館、◎南小学校体育館、◎三ヶ島公民館、山口公民館

実施時間 いずれも午前9時～午後3時  
◎平成18年度の日程は、「家庭ごみの分け方・出し方」のパンフレット裏面にも掲載していますのでご覧ください。  
問い合わせ 廃棄物対策課（☎2998-9146・FAX2998-9394）

### 和服のリサイクル

不要な和服がありましたら、リサイクルふれあい館・東所沢エコステーション・廃棄物対策課へお持ちください。  
●リサイクルふれあい館・エコロ（日比田620-1/☎2994-5374・FAX2994-1118）  
…月曜日、祝休日（月曜日と重なる場合、その翌日も含む）、年末年始を除く毎日/午前8時30分～午後5時  
●東所沢エコステーション（東所沢和田2-23-6/お問い合わせはリサイクルふれあい館へ）…月曜日、祝休日（月曜日と重なる場合、その翌日も含む）、年末年始を除く毎日/午前9時～正午、午後1時～3時  
◎東所沢エコステーションでは、古着・古布・陶磁器の受け入れを随時行っています。  
問い合わせ リサイクルふれあい館（☎2994-5374・FAX2994-1118）



▲昨年の健康まつり…  
歯科医師による相談の様子

### 第19回所沢市健康まつり

～広げよう健康の輪～

- とき・ところ 11月12日(日)/午前10時～午後3時・保健センター
- 【内容】
- 医師による健康相談
  - 歯科医師による相談
  - 鍼灸の体験コーナー
  - 接骨師による痛みの相談
  - X線検査の紹介・骨密度測定・血圧測定・血管年齢測定
  - 栄養相談・生活習慣病予防の献立・玄米ご飯の試食
  - 親子で遊べるコーナー（ハイハイヨチヨチ競争・おもちゃ作り等）
  - 模擬店（豚汁・手作りパン・喫茶コーナー・バザー等）
- ◎当日は、水ヨーヨーのプレゼントがあります。（数に限りがあります）

- 問い合わせ 保健センター（☎2995-1178）
- 交通機関（ハズレ）
- ◆保健センター（ハズレ）
  - ◆所沢駅東口③番乗り場から航空公園駅経由でエッセンティ所沢行きまたは航空公園駅行きで、「市民医療センター」下車
  - ◆航空公園駅東口②番乗り場から所沢駅東口行きで、「市民医療センター」下車



▲昨年の健康まつり…  
親子で遊べるコーナー

### 秋の一斉美化清掃活動

11月5日は、環境美化の日

市民一人ひとりが、身近な環境問題により認識を深め、快適でやさぎのあるまちづくりを推進するため、市内全域で一斉美化清掃活動を実施します。ご家族・ご近所の皆さんをはじめ、町内会・自治会等の地域ぐるみでの参加をお願いします。

当日は、居住地周辺の道路・公園・水路等のごみを次のように分別し、午前10時までに指定集積所へお持ちください。

【分別方法】

- ①燃やさないごみ（プラスチック、ペットボトルを含む）
- ②燃やさないごみ（プラスチック、びん・かん）
- ③市では、プラスチックを分別収集していますが、「環境美化の日」に集められるものは道路や水路等に散

乱している汚れたごみのため、家庭ごみと違いリサイクルに適しません。「環境美化の日」に限り、プラスチック（ペットボトルを含む）は、燃やさないごみとして集めてください。回収 午前10時から市の清掃車などが回収

当日は、家庭ごみの収集日ではありません。家庭からはごみをださないでください。また、家庭で不要になった自転車・バイク等の粗大ごみ、お出しください。

問い合わせ 生活環境課（☎2998-9370・FAX2998-9394）

### リサイクルふれあい館

エコロからのご案内

■和布でおしゃれスカーフ  
着物の端布を利用して、アレンジ自在なスカーフ作りとその着こなし方を紹介します。  
とき 11月4日(土)/午前10時～正午  
ところ リサイクルふれあい館・エコロ  
定員 申し込み先着20人  
持ち物 裁縫道具（チャコ要）、手縫いでもミシンでも可（ミシン使用の方は持参）。  
費用 300円（材料代）

■「和服のもったいない市」「陶磁器市」「コートフェア」  
「もったいないおもちゃ頒布」  
市で回収した和服・陶磁器と冬物コートを有料頒布します。また、修理済みのおもちゃを頒布します（一部有料）。掘り出し物がたくさんあります。ぜひ、お越しください。  
とき 11月26日(日)/午前11時～午後2時  
ところ リサイクルふれあい館・エコロ  
◎和服およびコートは、1人5点までとさせていただきます。古着販売業の方の利用はご遠慮ください。

■「和服のもったいない市」のお手伝い（ボランティア）を募集  
着物が好きな方、参加してみませんか。  
日時・内容 ▶11月22日(木)、24日(金)/いずれも午前10時～午後4時・整理および展示 ▶26日(日)/午前10時～午後4時・受付および頒布等  
募集人数 若干名（3日間通して参加できる方）  
申し込み 11月10日(金)までにリサイクルふれあい館へ直接または電話

■11月のエコロ

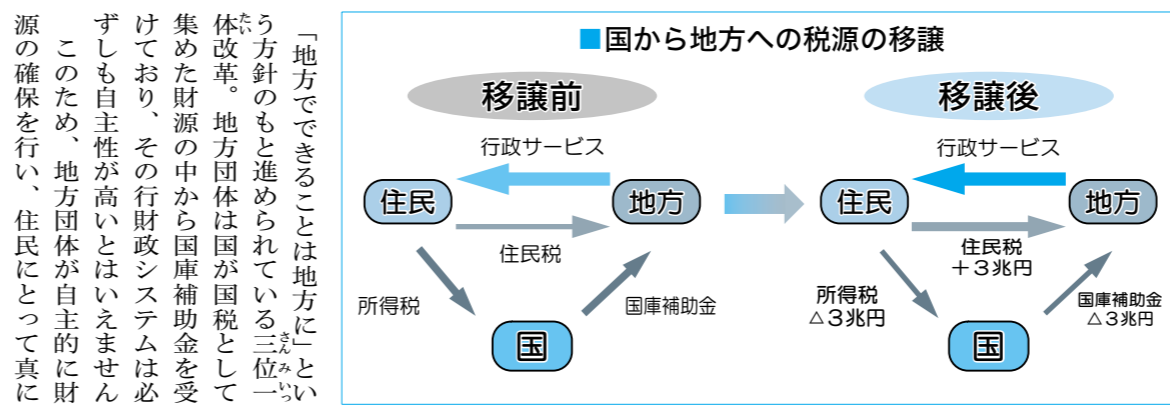
行事名	開催日時
布から紙すき・家具修理のひけつ	11月4日(土)、18日(土)/午後1時30分～
裂き織り（コースター）	11月10日(金)/午前10時～
包丁研ぎ講習会	11月11日(土)/午後1時30分～、22日(木)/午前10時～
裂き織り（ランチョンマット）	11月15日(木)/午前10時～
裂き布ぞうり	11月18日(土)/午前10時～
洋傘修理	11月25日(土)/午後1時30分～
おもちゃの病院	11月25日(土)/午後1時30分～
小型家具即日頒布（先着10点程度）	毎週金曜日/午前10時
◎中止の場合がありますので、事前にお問い合わせください。	
大型家具抽選会（40点程度）	11月11日(土)、25日(土)

◎申し込み方法などの詳細は、お問い合わせください。  
申し込み・問い合わせ リサイクルふれあい館（☎2994-5374・FAX2994-1118）  
/休館日：月曜日・祝休日/月曜日と祝休日と重なる場合は翌日も休館）

### ■市民税と県民税を合わせた個人住民税

課税所得	税率
200万円以下の金額	5%
200万円超 700万円以下の金額	10%
700万円超の金額	13%

課税所得とは…皆さんの給与や事業収入等は「収入」となります。この「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除など諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたのが「税額」となります。



必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう国税から地方へ、税そのもの形で3兆円の税源移譲をすることになりました。

Q 税負担は増える？減る？

A ご安心ください。税源移譲によって住民税が増え、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

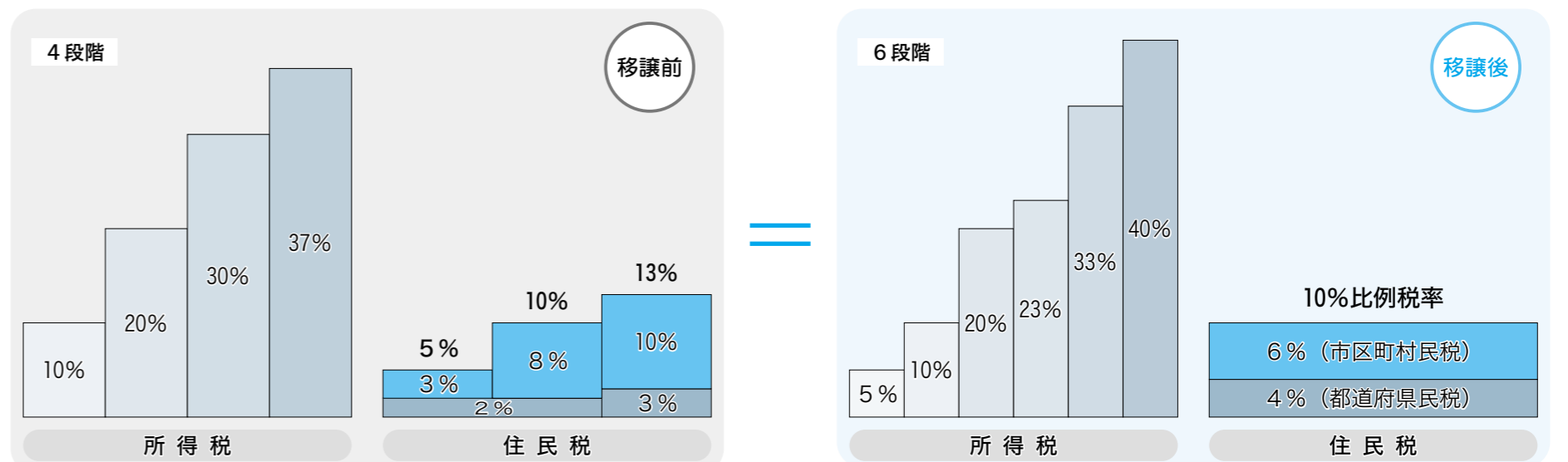
住民税所得割の10%比例税率化に伴い、国が集める国税（＝所得税）の税率構造も見直されます。住民税については最低税率が5%↓10%に引き上げ、最高税率が13%↓10%に引き下げとなっていますが、所得税は逆に最低税率が10%↓5%に引き下げ、最高税率が37%↓40%に引き上げとなります。また、人的控除の差に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置により、税源移譲の前後で「住民税十所得税」の納税者の負担は変わりません（下記の表参照）。

その他の改正点

- 定率減税の廃止  
景気対策のため暫定的な税負担の軽減措置として導入された定率減税は、国の税制改正により、平成18年度より、平成18年度より2分の1に減額されましたが、平成19年度に廃止されることになりました（下表参照）。

年度	控除率	限度額
平成17年度	15%	4万円
平成18年度	7.5%	2万円
平成19年度		廃止

### 税率が変わっても個々の納税者の負担合計額は、同じです



### ■独身者の場合

給与収入	税源移譲前（単位：円）		
	所得税	住民税	合計
300万円	124,000	64,500	188,500
500万円	258,000	163,000	421,000
700万円	474,000	307,000	781,000
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000

税源移譲後（単位：円）			負担増減額
所得税	住民税	合計	
62,000	126,500	188,500	0円
160,500	260,500	421,000	0円
376,500	404,500	781,000	0円
868,500	650,500	1,519,000	0円

### ■夫婦＋子供2人の場合

給与収入	税源移譲前（単位：円）		
	所得税	住民税	合計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	119,000	76,000	195,000
700万円	263,000	196,000	459,000
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000

税源移譲後（単位：円）			負担増減額
所得税	住民税	合計	
0	9,000	9,000	0円
59,500	135,500	195,000	0円
165,500	293,500	459,000	0円
590,500	539,500	1,130,000	0円

【注意事項】  
※夫婦＋子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。  
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。  
※上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止される等の影響があることにご注意ください。